

令和4年5月30日

第24回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 4 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 4 年 5 月 30 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 8 号 令和 4 年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
 - 議案第 9 号 農地法第 3 条の許可申請について
 - 議案第 10 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
 - 議案第 11 号 農地法第 4 条の許可申請について
 - 議案第 12 号 農地法第 5 条の許可申請について
 - 議案第 13 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (21名) 別紙のとおり
- 5 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 今坂 康雄、振興農政係長 小川 一博、
 - 農地係長 広沢 敏功、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地
 - 主事 土田まりあ

開 会（午後 2 時 03 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)
これより第 24 回農業委員会総会を開催いたします。
本日は欠席届が議席番号 3 番、岩本一男委員、13 番、青柳進委員、14 番、青柳久雄委員から提出されております。
長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございますが、私において議席番号11番、安達隆幸委員、12番、本田栄一委員を指名しますので、よろしくをお願いします。

日程第 2 議案第8号 令和4年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標の設定等について

議長 日程第2、これより審議に入ります。

議案第8号 令和4年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。

この最適化活動の目標設定等につきましては、国から通知された「農業委員会による最適化活動の推進について」及び農業委員会等に関する法律第37条に基づき実施しているものです。

初めに、3ページの大項目「Ⅰ、農業委員会の状況」では、1として農業委員会の現在の体制を、2として農家・農地等の概要について明記してあります。なお、農家・農地等の概要については、国が公表している「2022農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入した数値となっています。

次に、4ページから5ページ、大項目「Ⅱ、最適化活動の目標」について明記してあります。まず、1、最適化活動の成果目標では、(1)、農地の集積として、①で現況及び課題を、②で目標を明記してあります。この目標数値については、平成29年8月総会で承認いただき、令和2年8月総会で改定について承認いただいた「農地等の利用の最適化推進に関する指針」に基づいて、指針の集積目標面積数値を達成するために必要な数値を記載してあります。

次に、(2)、遊休農地の解消として、①で現状及び課題を、②で目標を明記してあります。

5ページに移って、(3)、新規参入の促進として、①で現状及び課題を、②で目標を明記してあります。「②目標」の「新規参入の貸付け等について農地所有者等の同意を得た上で公表する農地の面積」については、平成28年から平成30年の農地法及び農業経営基盤強化法に基づき

権利移動した数値の3か年平均の1割以上の数値を入れることとなっているため、150ヘクタールを目標数値として入れてあります。

続いて、2、最適化活動の活動目標では、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、令和3年12月2日の全国農業委員会会長代表者会議集会において申合せ事項として示された月当たりの目標日数である10日を入れてあります。

次の(2)の活動強化月間の設定目標については、年3回以上の最適化活動強化月間を設定することとされていることから、6月、10月、1月を設定させていただきました。この3回の月を設定目標月とさせていただいた理由としては、6月は田植えもおおむね終了しており、農地が有効に利用されているかの確認がしやすいことから、作付状況確認として個別農地パトロールを設定させていただきました。10月は、例年全国農業新聞の普及推進月間で、皆様には出し手、受け手を訪ねる機会が多い時期と見込まれることから、この機会を有効に利用していただき、最適化活動である出し手、受け手の意向把握を一緒に行っていただきたいと考え、設定させていただきました。1月は、年末年始にかけ各地域で各種会合が開かれ、出し手、受け手と顔を合わせる機会が増えることが見込まれること、また冬場は最適化活動である農地パトロールを行えないことが予想されるため、各種会合に積極的に参加いただき、情報収集活動をしていただきたいと考え、設定させていただきました。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加目標の目標設定に当たっては、例年農業会議等が年4回開催している新規就農チャレンジフェアに数名の委員から参加いただくよう記載してあります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえますが、この活動は大変難しい活動になりますので、分からなかったら意見を言ってもらえば小川さんのほうから説明がございます。何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、質問、意見がございませんでしたので、採決に入ります。

議案第8号 令和4年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標の設定

等についてを決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定することにします。

今決定していただきましたが、これを決定しましたら皆さんからこの活動をしていただかなければなりませんので、ご理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

議案第9号

農地法第3条の許可申請について

議長

議案第9号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

まず初めに、恐れ入りますが、議案書の差し替えをお願いいたします。

皆様のお手元にお配りしてあります、7ページの2番の案件につきまして、地番の欄の筆数及び合計の筆数、面積欄の合計面積、一番下の3件の総筆数、総面積の数値に訂正がありましたので、申し訳ございませんが、差し替えをよろしくお願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

今月の3条許可申請は3件でございます。

1番は売買による所有権移転、2番、3番は贈与による所有権移転であります。

以上について、担当委員による現地調査の結果、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第10号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第10号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域2件、栃尾地域1件でございます。

1番、不動沢の畑について、石油、天然ガス採取用施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和14年6月30日まで期間を延長するものであります。

2番、東谷の畑について、石油、天然ガス採取用施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和14年6月30日まで期間を延長するものであります。

3番、北荷頃の田について、土砂採取に伴う運搬道路及び調整池用地として一時転用する許可を受けていた土地を新たに承継者が令和6年6月25日まで期間を延長する計画に変更するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第10号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第11号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第11号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域の2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条の許可申請につきましては、本庁、支所において5月18日までに現地確認を実施しております。

1番、滝谷町の畑について、庭及び通路敷地として利用するものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、滝谷町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、浦瀬町の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料の27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦瀬町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の3番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第11号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定します。

議案第12号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第12号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の13、14ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域6件、越路地域1件、寺泊地域1件、川口地域1件の計9件でございます。

1番、下条町の田について、資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年8月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可するものであります。

2番、滝谷町の畑について、一般住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年6月1日から令和4年9月30日までの計画です。申請地のおおむね300メートル以内に越後滝谷駅があることから第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番、浦瀬町の田について、先ほど説明いたしました農地法第4条許可申請の2番とも関連しているものですが、庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年7月10日から令和4年7月30日までの計画です。申請地は浦瀬町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用することからほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、大荒戸町の畑について、一般住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年11月30日までの計画です。申請地は大荒戸町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。ま

た、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、寺泊湊町の畑について、一般住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年11月1日から令和5年5月20日までの計画です。申請地は寺泊湊町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、飯塚の畑について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和4年7月1日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

7番、川口和南津の田について、駐車場及びストックヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年7月31日までの計画です。申請地は川口和南津地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存事業所敷地の近接地で選定したものであるため、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

8番、寺宝町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和4年6月20日から令和4年9月30日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内であり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置するものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、西片貝町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和4年9月30日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に栖吉中学校と中貫保育園があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから第3

種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第12号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の18ページから19ページをご覧ください。農業経営基盤強化支援法に基づく所有権の移転で、このたびは8件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれ地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次からの「利用権設定移転」、「中間管理権設定」、「使用貸借権及び賃借権の設定」の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊、「農用地利用集積計画」を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の20ページの内訳表をご覧ください。今月は、「利用権の設定・移転」で10件の申出がありました。権利関係は賃借権設定が9件、賃借権の移転が1件となっております。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟

県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、「中間管理権設定(公社借入)」分について、このたびは246件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が235件、使用貸借権の設定が11件となっています。

続いて、「使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)」分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは104件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が95件、使用貸借権設定が9件となっております。

なお、詳細内容についてはお配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いいたします。

以上、計368件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第2号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第2号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

5条の届出について13件を22から24ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を25ページに、利用権の解約について20件を26から29ペ

ージに、中間管理権の解約について5件を30ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第24回総会を閉会とさせていただきます。

閉 会（午後2時33分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年5月30日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	欠	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>人</td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	21	人	議事録署名委員		欠席委員	人	3	人	安達隆幸	委員	計		24	人	本田栄一	委員
出席委員	人	21	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	3	人	安達隆幸	委員																		
計		24	人	本田栄一	委員																		